

変動金利定期預金＜単利型＞

(平成 26 年 10 月 15 日現在適用中)

	項 目	内 容
1	商 品 名	・変動金利定期預金
2	販 売 対 象	・個人および法人のお客さま
3	期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・定型方式 1年、2年、3年 ・満期日指定方式 1年超3年未満 ・定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元 利金継続）の取扱いができます
4	預 入 方 法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括でのお預入れとなります ・1円以上 ・1円単位
5	払 戻 方 法	・満期日以後に一括して払い戻します
6	利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・預入後6か月間は預入時の店頭表示の利率を適用し、預入日から6か月 毎に、当行が預入の際に提示する自由金利型定期預金（M型）あるいは 自由金利型定期預金（大口定期）の6か月ものを指標金利とした利率設 定方法により適用利率を変更します ・中間利払日（預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6 か月毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日から その中間利払日の前日までの日数および中間利払率（約定利率〔利率を 変更したときは変更後の利率〕×70%、<u>小数点第4位以下切捨て</u>）によ り計算します ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7	手 数 料	——
8	付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率)
9	税 金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のお客さまは20%（国税15%、地方税5%）の源泉分離課税 *平成25年1月1日以降平成49年12月31日までの間に受取るお利 息は、復興特別所得税を付加した20.315%の源泉分離課税となります ・法人のお客さまは総合課税（非課税法人の場合は非課税） ・個人のお客さまで要件を満たす場合は、マル優の扱いができます
10	預 金 保 険	・預金保険対象商品です（1金融機関につき1人当たり、元本1,000万 円までとその利息等が保護されます）

11	中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、解約日まで経過した各中間利払日数および以下の預入期間に応じた中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息ならびに解約日まで経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および以下の預入期間に応じた中途解約利率(小数点第3位以下切捨て)により計算した利息の合計額とともに払い戻します (1) 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 6か月以上1年未満 約定利率×50% ② 1年以上3年未満 約定利率×70% (2) 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 6か月以上1年未満 約定利率×40% ② 1年以上1年6か月未満 約定利率×50% ③ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60% ④ 2年以上2年6か月未満 約定利率×70% ⑤ 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%
12	金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・店頭備え付けの金利ボードをご覧くださいか、窓口にお問い合わせください
13	その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します

当行が契約している指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017-109
